（介護予防）通所リハビリテーション
利用契約書・重要事項説明書
（　　様　）

介護老人保健施設
葵の園・水戸

（令和６年６月１日改定）

介護老人保健施設　葵の園・水戸　通所リハビリテーション
（介護予防通所リハビリテーション）
利用契約書

（契約の目的）

第１条　介護老人保健施設葵の園・水戸（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の代理の者（以下「代理人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第２条

１　本契約は、利用者が介護老人保健施設葵の園・水戸通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用契約書を当施設に提出したのち、令和　　年　　月　　日から効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

２　利用者は、前項に定める事項の他、本契約、重要事項説明書及び別紙１の改定が行われない限り、初回利用時の契約書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

（利用者からの解除）

第３条　利用者及び代理人は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

（当施設からの解除）

第４条　当施設は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

①　利用者が要介護認定において自立と認定された場合

②　利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間を超

える場合
③　利用者及び代理人が､本契約に定める利用料金を 3 ヶ月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず 7 日間以内に支払われない場合
④　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
⑤　利用者又は代理人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
⑥　天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

（利用料金）
第５条
１　利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
２　当施設は、利用者及び代理人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を､毎月 10 日までに発行し､所定の方法により交付する。利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の 25 日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
３　当施設は、利用者又は代理人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は代理人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）
第６条
１　当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をサービス利用開始日より５年間は保管します。
２　当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

（身体の拘束等）
第７条　当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（虐待防止）
第８条　当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、

高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

1　身体的虐待
利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること

2　介護・世話の放棄放任
意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

3　心理的虐待
利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと

4　性的虐待
利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること

5　経済的虐待
契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

（秘密の保持及び個人情報の保護）
第９条

1　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙１のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）
第１０条

1　当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2　前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１１条
１　サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
３　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）
第１２条　利用者及び代理人は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）
第１３条
１　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
２　利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）
第１４条　この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設　葵の園・水戸　通所リハビリテーション
（介護予防通所リハビリテーション）
重要事項説明書

１、当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話：０２９－２１９－０３２１

担当：支援相談員　（倉持真奈美・森田恵美）

時間：午前８：３０～午後５：３０（月曜日～土曜日）

※ご不明な点に関しましては、お気軽にお問い合わせください。

２、当施設（介護予防）通所リハビリテーションの概要

（１）名称等

ア　名　称：医療法人　晴生会　介護老人保健施設　葵の園・水戸

イ　所在地：〒311-3117

茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 231-6

ウ　介護保険指定番号：0853180123

（２）提供できるサービスの種類と地域

ア　種　類：送迎・食事・入浴・機能訓練等

イ　地　域：茨城町、水戸市、笠間市（一部地域）

（３）施設の職員体制

職　種	常勤	非常勤	職　務	備　考
管理者（施設長）	１人		施設、職員及び業務の管理	医師を兼務
医師			利用者の健康管理	
看護職員	１人		利用者の看護	
介護職員	４人	1.8 人	利用者の介護	
支援相談員	１人		利用家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士	0.5 人	0.4 人	機能回復訓練の実施	入所と兼務
言語聴覚士	0.5 人			入所と兼務
事務職員	５人		事務全般	入所と兼務
その他		5.1 人		入所と兼務

（４）設備

定員	食堂	機能訓練室	浴室	相談室	送迎車
５０名	１室	１室	１室	１室	８台

（５）営業時間

月～土	午前９：３０　～　午後３：３０
年末年始休暇	12/31～1/3

３、サービス内容

ア　送　　迎：送迎時間は利用者の安全を最優先に行っています。

イ　食　　事：栄養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好に応じて楽しい雰囲気作りに心がけています。

ウ　入　　浴：利用者の身体の清潔を保持するように心がけています。

エ　機能訓練：日常生活動作を含む利用者の機能保持及び機能回復を図っています。

オ　生活相談：利用者の基本的人権を尊重し、細やかな愛情のもとに平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進、機能回復に努めてまいります。

４、料金

（１）利用料金

別紙添付

（２）支払方法

・毎月１０日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の２５日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（なお領収書は再発行できません。）

・お支払い方法は、銀行引落（引落日２７日)、銀行振込（振込手数料は利用者負担)、窓口支払があります。

５、サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

まずは、お電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

（２）サービスの終了

ア　利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の１週間前までにお申し出ください。

イ　当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了１ヶ月前までに文書にて通知いたします。

ウ　自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

①　利用者が施設に入所した場合、あるいは医療機関に入院した場合。

②　介護給付・介護予防給付を受けていた利用者の要介護・要支援区分が、非該当（自立）と認定された場合。（※この場合、条件を変更して再度契約することができます。）

③　利用者がお亡くなりになった場合。

エ　その他

①　健康上の理由によるサービスの休止

（１）風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

（２）当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は休止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。

（３）

①ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡のうえ適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。

②当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合は、利用者は文書にて解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

③利用者や家族等が当事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、暴言、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合は、当事業者は文書にて通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

６、当（介護予防）通所リハビリテーションの特徴等

（１）施設運営の目的・運営方針

当事業者のサービス従事者は、サービスの提供において利用者の心得の特性を踏まえ、その有する能力に応じて可能な限り、その居宅においてより長期の日常生活を営むことができるようサービスに努めます。

（２）サービス利用にあたっての留意事項

ア　利用者は他の利用者は適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。

イ　利用者は事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。

ウ　利用者同士の物品・金銭・食べ物等のやり取りは、ご遠慮下さい。。

エ　その他この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項は、契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

７、身体の拘束等の廃止

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（虐待防止）

第８条　当施設では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

１　身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。また正当な理由もなく身体を拘束すること

２　介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

３　心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと

４　性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること

５　経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する、または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第９条

１　当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙１のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携

③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等

⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

７、緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、救急隊、親族へ連絡いたします。

８、非常災害対策

ア　防災設備：スプリンクラー、消火器、消火栓、非常警報設備、非常通報装置等

イ　防災訓練：年２回（うち１回は夜間想定）

９、事故発生の防止及び発生時の対応

１　施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別紙）を定め、介護、医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、施設は利用者に対し必要な措置を行う。

２　施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関での診療を依頼する。

１０、サービス内容に関する苦情

ア　当事業者ご利用相談・苦情

担当課：介護老人保健施設　葵の園・水戸

支援相談員　（倉持真奈美）

電話：０２９－２１９－０３２１

イ　その他

①　茨城県国民健康保険団体連合会介護保険課・苦情相談室

茨城県水戸市笠原町 978-26　　市町村会館３階

電話：029-301-1565　ＦＡＸ：029-301-1579

②　茨城町保健福祉部長寿福祉課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080

電話：029-291-8407　ＦＡＸ：029-292-6748

１１、当事業者の概要

名称・法人種別	医療法人　晴生会 介護老人保健施設　葵の園・水戸
代表者	理事長　新谷　正義
電話	029-219-0321

個人情報の利用目的

介護老人保健施設葵の園・水戸では、利用者及びご家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等)、照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供

契約する場合は、以下のことを確認すること。

（介護予防）通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項・個人情報の利用目的について本書面に基づき説明しました。

＜事業者＞　所在地　茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 231-6
名　称　医療法人　晴生会
介護老人保健施設　葵の園・水戸

説明者

（介護予防）通所リハビリテーションの開始にあたり、利用者に対して契約書及び重要事項･個人情報利用目的について本書面に基づいての説明を受け上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名・押印の上１通ずつ保有するものとします。

私は、契約書及び本書面により、事業者から（介護予防）通所リハビリテーションについての重要事項ならびに個人情報利用目的の説明を受け同意することを承諾致します。

契約締結日　　年　　月　　日

事業者名　　医療法人　晴生会
介護老人保健施設　葵の園･水戸（　事業所番号　0853180123　号）
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 231-6
施設長　　松岡　健

利用者　＜住　所＞

＜氏　名＞

ご家族　＜住　所＞

＜氏　名＞　　【続柄　　】

（請求書送付先）
＜住　所＞

＜氏　名＞